

厚生委員会

開催日 9月11日

■乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例設定

こども誰でも通園制度の基準に関する条例を制定

問 生後6カ月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象に、時間単位などで柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を実施することである。本制度では保育士の配置を求めているが、確保についての考えは。

答 本制度は、すべての保育所等が必ず行わなければならない制度ではないため、保育士の確保が可能な保育所等が行うものと考えている。

問 本制度の利用申し込みは、システム上で行うとのことである。子どものアレルギーなどの情報が把握されないまま、利用となることが懸念されるが利用までの手順は。

答 システム上で行うとのことである。子どものアレルギーなどの情報が把握されないまま、利用となることが懸念されるが利用までの手順は。

答 まず、保護者が子どもの情報をシステムに登録した上で、希望する保育所等に見学を申し込み、その後、保育所等が事前面談でアレルギーなどの必要な情報を確認した上で承認する。それ以降は、保護者が希望する時に、システムから申し込みすることで利用できるようにする。

結果 可決すべきものと決定

■老人憩の家条例の廃止

恩方老人憩の家を8年3月31日に廃止

問 老朽化等により恩方老人憩の家を廃止することのことである。利用者の少数化・固定化を理由の一つに挙げているが、地域に密着した施設において、固定化は当然と考えるがどうか。

答 施設のあり方を検討するに当たり、社会福祉審議会へ諮問した中で、定期利用者200人弱であり、費用対効果が低いとの答申があった。今後施設を継続するためには、指定管理料や建物維持費等の経費も必要になることから、廃止することとした。

問 説明会や利用者アンケートを実施したとのことだが、市民の理解についての認識は。

答 説明会や利用者アンケートを実施したとのことだが、市民の理解についての認識は。



8年3月31日で廃止となる恩方老人憩の家（恩方事務所2階）

答

経緯も踏まえて説明するとともに、市民センター等の代替施設の周知などを行い、説明会の参加者や利用者には、理解が得られたと認識している。また、要望の多かった設備については、代替施設でも継続して利用できるように、関係所管と協議を進めている。

結果 可決すべきものと決定

■高齢者在宅サービスセンター条例の一部改正

高齢者在宅サービスセンター
―長沼・石川を廃止―

問

高齢者計画・第9期介護保険事業計画では、公設の高齢者在宅サービスセンターは小規模多機能型居宅介護※へ順次転換する方針を示しているが、今回、同センターの長沼と石川を廃止する理由は。

答 本計画が始まった6年度に、民間事業者の参入見込

みが明らかになった。市が転換を進めることは、安定して増え続ける事業所の経営を圧迫するとの判断に基づき、廃止することとした。

問

民間事業者が、経営困難により撤退する場合などにも、市民が必要なサービスを受けられるよう、市が責任を果たすべきと考える。高齢者の介護における市の役割は。

答

行政が担うべき責任を果たしつつ、民間事業者の参入分野では、安定経営の推進が市の役割だと考えている。経営困難等の際には、必要な支援を考えていく。

結果 可決すべきものと決定

都市環境委員会

開催日 9月11日

■下水道事業会計補正予算
―一般会計補正予算

旧北野下水処理場解体工事の工期を延長

問

旧北野下水処理場の不用施設の解体工事について、当初予定していた工期から、今回の補正で延長する理由を聞きたい。

答 6年度に実施設計委託を行い、その内容を踏まえ、

改めて工程を精査した結果、工期の延長が必要と判明したためである。

問

実施設計の結果、土壌汚染対策工事が必要と判明し、工事費も増額となったとのことだが、事業費が当初の計画の倍以上になったことは強く疑問に感じるがどうか。

答

7年度予算編成時には、実施設計の数量等がまだ整理できておらず、予算に反映できなかった経緯がある。また、その段階では土壌汚染調査が完了しておらず、土壌汚染対策工事を見込んでいなかったほか、複雑な配管等の撤去作業の工程を見込むことができなかった。

問

解体後の跡地については、産業用地等としての活用を目指しているとのことだが、立地する事業者の産業分野に



跡地の活用についての基本構想が策定されている旧北野下水処理場